

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 8 年 10 月 22 日

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所長
犬童 眞二

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、木曽川水系連絡導水路事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、別紙－1 に示す作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載してご提出ください。参考見積書の様式は問いませんが、作成例（別紙－2）を参考としてください。
- (2) 提出期間：令和 8 年 10 月 22 日（木）から令和 8 年 11 月 9 日（月）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所長 犬童 眞二 宛
【担当】揖斐川・長良川総合管理所 経理課 里西
〒511-1146 三重県桑名市長島町十日外面 136
TEL：0594-42-5012 FAX：0594-42-5020
メールアドレス nyukei_ibinagasou@water.go.jp
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送、FAX またはメール（社印があること）により提出するものとします。
（社印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能）
- (5) 件名
事業評価検討業務（仮称）

4. 参考見積内容

- (1) 業務基本条件、作業項目、作業内容
本参考見積は、別紙－1 に示す作業を実施するための標準的な歩掛等とします。
- (2) 業務費の構成と歩掛等見積徴取範囲
 - ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
 - ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費等のうち、上記(1)「業務

作業項目及び作業内容」を実施するために必要な技術者、資機材の人数等を徴取します。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和 8 年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(4) 見積有効期限

令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和 8 年 10 月 22 日（木）から令和 8 年 10 月 29 日（木）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出場所：3. (3) に同じ

(3) 提出方法：3. (4) に同じ

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和 8 年 11 月 5 日（木）から令和 8 年 11 月 9 日（月）まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

誠に恐れ入りますが、参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

見積仕様書
件名：事業評価検討業務(仮称)

第 1 節 業務目的

本業務は、木曽川水系連絡導水路事業の事業再評価に関連する検討、資料整理等を行うものである。

第 2 節 準拠基準

1. 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(令和 7 年 9 月)
2. 河川及びダム事業の再評価実施要領細目(令和 8 年 7 月)
3. 治水経済調査マニュアル(案)(令和 7 年 7 月)
4. 水道事業の費用対効果分析マニュアル(令和 8 年 6 月)
5. 水道施設整備の再評価実施要領細目(令和 8 年 6 月)
6. 工業用水道事業に係る政策評価実施要領(令和 7 年 2 月)

第 3 節 業務内容

3－1 計画準備

受注者は、業務の目的及び業務内容を把握した上で、共通仕様書第 1 章第 12 節に基づき、業務計画書を作成するものとする。

3－2 資料収集整理

受注者は、業務を実施するに当たって必要となる最新の関係文献(貸与資料等含む)を収集し、本業務の実施に必要な基本情報及び条件等を整理するものとする。

なお、国及び関係地方公共団体等から提供を受ける必要がある資料については、機構から提供するものとする。

3－3 事業費の点検

1. 受注者は、物価変動や労働基準に関する法制度等を考慮し、事業費の点検を行うものとする。
2. 事業計画の詳細(工期を含む)は機構から指示するものとする。
3. 事業費の点検は、「利水と異常渇水時における緊急水の補給との共同事業の場合」、「利水に係る単独事業の場合」、「異常渇水時における緊急水の補給に係る単独事業の場合」についてそれぞれ行うものとし、分離費用身替り妥当支出法による費用負担割合を算出するものとする。

3－4 事業効果の整理(流水の正常な機能の維持)

1. 本事業の流水の正常な機能の維持に係る部分について、「治水経済調査マニュアル(案)(令和 7 年 7 月：国土交通省水管理・国土保全局)」を基本として事業効果の整理を行う。
2. 便益は代替法により算定して費用対効果の確認を行うものとする。
3. 既往分析結果や分析手法の詳細については機構が指示する。

3－5 事業効果の整理(新規利水の供給)

1. 本事業の水道用水の供給に係る部分について、「水道事業の費用対効果分析マニュアル(令和 8 年 6 月：国土交通省水管理・国土保全局水道事業課)」に基づく事業効果の

整理を行う。

2. 水道用水の供給に係る費用対効果分析は「年次算定法」によるものとし、便益の算定方法については「量－反応法」とする。
3. 本事業の工業用水の供給に係る部分について、「工業用水道事業に係る政策評価実施要領（令和7年2月：経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課）」に基づく事業効果の整理を行う。
4. 工業用水の供給に係る便益は、工業用水の調達コスト削減便益とし、供給不足の解消を代替調達手段と比較して算定する。
5. 最新の統計データによる原単位、デフレーターによる補正等により費用対効果の確認を行うものとする。
6. 既往分析結果や分析手法の詳細については機構が指示する。

3－6 報告書作成

1. 受注者は、本業務の成果を取りまとめ、報告書を作成するものとする。
2. 報告書作成に当たっては、図表等を用いて見やすく工夫し、使用した資料は必ずその出典を明記するとともに、数値の根拠についても整理するものとする。

-以 上-

事業評価検討業務（仮称） 歩掛見積調査表（例）

細別・見積項目	単位	直接人件費							直接経費	備考
		主任技術者 （人）	理事・技師長 （人）	主任技師 （人）	技師（Ａ） （人）	技師（Ｂ） （人）	技師（Ｃ） （人）	技術員 （人）	電子計算機使用料 直接人件費の （％）	
<記載例>										
〇〇〇〇設計	式		1.000	2.000	1.000	1.000	1.000		2.0	
<見積項目>										
事業評価検討										
計画準備	式									
資料収集整理	式									
事業費の点検	式									
事業効果の整理 （流水の正常な機能の維持）	式									
事業効果の整理 （新規利水の供給）	式									
報告書作成	式									

※本資料は、参考様式であり、見積書の様式は問いません。

※見積構成は、必要に応じて修正・追加して頂いても構いません。